平成 26 年 3 月 15 日発行第 447 号　毎月1回 15 日発行　栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ

3
2014

No.447

モーニングムーン

Index

1 さくら市と災害時における業務協定締結
市民公開講座を県内４会場で開催
3 各種研修会開催
6 おじゃましま～す！
7 支局かわら版（足利）・表紙の一言
8 支局情報（那須・栃木）
9 木もれび
10 栃木県行政書士会カレンダー（4月）
正副会長の動き
11 日行連だより
12 業務連絡
17 政連だより
19 研修会のお知らせ
21 コスモス成年後見サポートセンター会員募集
22 会員の動き

マスコットキャラクター
アドちゃん

©高井研一郎

http://www.gt9.or.jp/gyosei

栃木県行政書士会

さくら市と「災害時における行政書士業務に関する協定」締結

昨年の７月に締結された栃木県との協定に続き、２月２０日（木）午後２時から、さくら市役所において人見健次さくら市長と須永威栃木県行政書士会会長による「災害時における行政書士業務に関する協定」の締結式が行われました。

協定の概要は、災害時における被災者支援のための行政書士業務の円滑かつ迅速な実施に向けた体制整備等を図ることを目的として、さくら市及び栃木県行政書士会の役割等必要な事項を定めたものです。

締結式には、本会から須永会長、青木制度推進部理事、矢口塩那支部長、総務部金敷が同席しました。

（総務部 金敷 裕）

市民公開講座「相続・遺言・成年後見について」開催

２月２２日が行政書士記念日ということで、栃木県行政書士会では、この日を中心に県内４ヶ所で「遺言・相続・成年後見」についての講演会・無料相談会を開きました。

【宇都宮会場】

２月２２日（土）宇都宮市総合コミュニティーセンターにて１３時３０分より相続・遺言・成年後見についての講座が開催されました。

講師は、「遺言・相続」についての講座を久我会員、「エンディングノート」について講座は深見会員が務めました。５０名近い方々が時間よりも早くお集まりいただき、用意したテーブルとイスが足りなくなるほどと参加者の関心の高さが伺えました。

久我会員の講座は、「相続・遺言」についての基本的な知識を具体例も交えて、分り易く説明されていました。

深見会員の講座は、「エンディングノート」について、相続を法律的な視点からではなく、自分の死後をヒューマニズム溢れる視点から捉えた講義をされていました。死をタブーとするのではなく、自らの死を真正面から真剣に考え、死後の祭祀等を自ら企画し、納得の上で最期を迎える、といった内容で、私もとても興味を惹かれました。

その後の個別相談会では、相続、成年後見、遺言といった講座に沿った相談が多く寄せられていました。

（広報部専門部員　齋藤文威）

【那須会場】

２月２０日（木）午後２時より、那須塩原市いきいきふれあいセンターにおいて、相続・遺言・成年後見についての市民公開講座が開催されました。本講座には２０名以上の方が参加され、中には会場準備段階からおいでになり、開始するまでお待ちいただいた方も多く、地域の方々の関心の高まりを肌をもって感じることができました。

講座は、まず当会副会長田渕徹会員の挨拶から始まり、その後前半は那須支部の冨田倫子会員による相続・遺言講義、後半は同支部の田沼芳友会員による成年後見講義が行われ、講座終了後に個別相談会という構成で行われました。

冨田会員の講義資料はかなり分厚く細かいところまで記載されており、様々なケース紹介も含めて、時間をかけて深いところまで詳しく説明していました。また田沼会員の講義では、誰もが訪れる老いをテーマに成年後見制度の必要性や制度内容を丁寧に説明していました。来場された方も、メモをとるなど、熱心に聞き入ってらっしゃっていました。

講座終了後の個別相談会は５件の相談がありました。相談内容としては相続・遺言に関するものが多く、公正証書遺言においての証人や遺贈についてから、相続人や相続財産が複雑なケースまで多岐に渡り、相談員も個々のケースに真剣に向き合い対応していました。

今回の公開講座をとおして、市民の皆様には行政書士の仕事や様々な制度を周知理解していただけていると感じられることができ、また私たちは市民の皆様の一人一人の心に寄り添ったサービスができるよう日々精進しなければと思いました。

（広報部　植木智美）

【足利会場】

２月２２日（土）午後２時より、足利市民プラザ会議室１０１号室において、
相続・遺言・成年後見についての市民公開講座が開催され、３０名近くの方が参加されました。

講座は、前半は足利支部の杵渕徹会員による講義､後半は個別相談会という構成で行われました。講義は「終活ってな～に？／エンディングノートってな～に？」という題目で行われました。相続を｢争族｣にしないためにということをテーマに、杵渕会員はいざという時のための準備の方法について数多くの事例を上手に分類して説明されていました｡講義レジュメもかなり分厚いものでした。来場された方も、メモをとるなど、熱心に聞き入ってらっしゃいました。年々、関心度が高まってきていると感じました。

その関心度高さを示すかのように、後半の個別相談会は１０件の相談がありました。相続だけでなく、成年後見に関する相談もあり、相談者の方の意識の高さが窺えます。中には、本当に複雑な問題を抱えており予定時間を過ぎても熱心に質問されてらっしゃる方もいらっしゃいました。こういう予定時間オーバーは私たちも大歓迎です。

このような形で、私たち行政書士も市民の方を手助けできるよう頑張っていきたいと思いました。改めて気分が引き締まった公開講座でした。

（広報部　服部一人）

【高根沢会場】

２月１５日（土）高根沢町にある『元気あっぷむら』で市民公開講座を開催しました。

元気あっぷむらには、元気あっぷ温泉、大広間やレストラン、コテージがあり、自然の中で、普段の疲れを癒すのにうってつけの施設となっており、多くのお客さんで賑わいます。

そう、賑わうのですが・・・。

ご覧のとおり、この日は大雪と強風で。普段の賑わいとは程遠い状態でした。

しかし、そんな中でも、講演会に足を運んでくださった方々はいて、遺言・相続・成年後見への関心の高さをうかがわせました。

講演は植木智美会員が講師を務めました。

講演にはクイズもあり、楽しみながら話を聞くことができました。

無料相談は塩那支部の会員が真摯に伺い、相談者の皆さんには貴重な時間だったのではないかと思います。

講演、無料相談終了後は、会員同士で元気あっぷむらのレストランにて食事をし、親睦を深めました。

塩那支部ではない私（芳賀支部所属）も食事の輪に加えていただき、自己紹介の場では、ある金属製の食器を、手を触れずに曲げてみたりしました。

塩那支部のみなさん、大雪の中、本当にお疲れ様でした。

講演、相談に来て下さったみなさん、本当にありがとうございました。

（広報部　柳　知明）

風俗営業許可申請研修会

２月１４日（金）午後１時３０分から３時３０分まで、行政書士会館において、業務部第１グループ主催による「風俗営業許可申請研修会」が開催されました。業務部副部長土方美代会員を講師に、午後からの雪にもかかわらず受講者１８名の参加がありました。

今回の研修内容は風俗営業許可申請に関する基本的な研修会（第２号店舗）であり、土方会員の豊富な経験に基づいた有意義な講義が行われ、質疑応答も多くありました。入会間もない会員にとってわかりやすい講義であったと感じられました。

風俗営業の許可は行政書士の主要な許認可業務であり、私たちはプロとして最善、最短の手続きをしなければなりません、今回の研修会の参加会員のスキルアップを願います。

また、この日の午後から翌日にかけて記録的な大雪になり、皆様が無事にご帰宅されたと信じております。

（業務部第１グループ　　長竹基行）

建設業許可申請および経営事項審査についての研修会

２月４日午後１時３０分より宇都宮市総合コミュニティーセンター大会議室において、栃木県県土整備部監理課建設業担当３名の講師により、標題の研修会が行われました。当日は昼ごろより雪模様になりましたが、講師の方々には早々に会場に入りご準備いただきました。

最初に副主幹稲葉義様より建設業法の概要の説明があり、次に主任大賀隆雄様より建設業許可の概要について申請の注意点などを含め説明がありました。最後に主事福田晃子様より経営事項審査の概要について、書類作成の注意点などの説明がありました。

今回の研修では申請の手引きには記載されていなく、監理課によく問い合わせがある点を解説いただきました。建設業許可申請ではケースバイケースにより添付書類が異なる、求められる裏づけ資料をきちんと準備できるかがポイントであるということです。わからない点があれば自分独りで判断しないで、監理課に事前に問い合わせ、指示を仰いで書類を整えていくことが大切であると思いました。

研修会終了後、講師にお招きした３名と当会稲葉副会長、業務部正副部長、第２グループのメンバーで業務連絡会を行い、日常業務で気づいたことなど双方の意見を交わし、当会よりいくつかの要望を検討していただくことを約して、散会しました。

（業務部第２グループ　河田　力）

ＣＡＤ研修会実施

業務第２グループでは土地関係の総仕上げとしてのＣＡＤソフトによる図面作製の研修会を行った。

去る２月７日１３時３０分より、稲葉副会長を講師に迎え Jw_cad（フリーソフト）を用いての、一連の解説は初心者には戸惑う点もあったが一通り理解されたようである。１８名の受講者は１０台の会所有ノートパソコンと各自持参したノートパソコンを使用しマウスによりシミュレーションした。

土地関係に限らず図面を必要とする申請にＣＡＤは必携である。

これとワード、エクセルをこなすことが現代の行政書士の条件と言える。ＣＡＤソフトは奥が深く、かなりの応用が可能である。

栃木県行政書士会においても Jw_cad 研究会等が出来ればよいと考えていますがいかがでしょうか。

（業務部第２グループ　　秋葉憲司）

「平成２５年度　倫理研修」および「日本政策金融公庫の融資制度の利用について」の開催

２月５日（水）１３：３０から１６：３０まで、那須塩原市にある西那須公民館において、総務部、業務部第３グループと那須支部が共催で研修会を行った。

まず最初に、日本政策金融公庫の融資制度の利用について、日本政策金融公庫、宇都宮支店融資第二課長稲田満様を講師にお迎えして、融資についての詳しい説明をして頂いた。

次に、職務上請求書の適正な使用について、田渕徹会員に講師をお願いし、実際の事例をあげて、大変分かりやすく説明をしてもらった。

最後に、業際について、一戸養子会員に講師をお願いし、栃木行政書士会が作成した、「リスクマネジメント」を使用しながら、よく問題となる事案をとおして、具体的に説明してもらった。

以前は、業際についての研修会は行われなかったと聞く。つまりは、業際についての知識は、個々の行政書士まかせであったということである。

一方で、行政書士は、他士業との業務が複雑に隣り合い、業際についての判断が最も困難な職業である。なので、こういった研修会が行われることは、とてもありがたい。それに、業際についての正しい知識を持つことは、自己防衛にもつながる。

まだこの研修会を受講していない会員には、是非次回の研修会に参加することをおすすめしたい。

（那須支部　オブライエン奈美）

相談員・通訳協力者実務研究会

１月３１日、公益財団法人栃木県国際交流協会(TIA)にて「平成２５年度第２回相談員・通訳協力者実務研修会」が開催され、当会より業務第４グループ風間洋専門部員が「新在留管理制度施行後の現状」について講師をしました。

研修は県内より外国人関連相談員や通訳協力者など２５名が参加し、新在留管理制度の変更点や実際の運用状況、施行後の届出事項や在留資格の取消し事由、みなし再入国の注意点や問題点などについて講義が進められ、後半は事例に基づき参加者全員が意見交換をしながら、論点や解決方法を検討しケーススタディを行ないました。

（業務部第４グループ）

会員事務所訪問コーナー　おじゃましま～す！

今回は、佐野支部から鹿沼支部に引越しされたばかりの髙根沢直人会員の事務所へおじゃましました。

氏　名：髙根沢　直人（たかねざわ　なおと）
事務所：行政書士たかねざわ法務事務所
　　鹿沼市上殿町５５－６
入会日：平成２５年１０月２日

―引越しされた理由を教えてください。

鹿沼には、祖父母宅があるため、小さいときから馴染みがありました。土地柄的にも開発途上に感じ、これから需要があると思い引越してきました。

―行政書士を目指そうと思った理由を教えてください。

司法書士として、合同事務所（司法書士、土地家屋調査士、行政書士が在籍）において仕事をしている中で、契約書の作成や許認可申請等の行政書士の業務に出会い、行政書士の資格の必要性を感じたからです。
（私的には、順番が逆のように思えたので、率直にお伺いしたところ、「そうですか？」と明るく笑っていらっしゃいました）

―主な業務を教えてください。

農地転用申請等ですが、どちらかといえば、司法書士の業務が今のところ中心です。

―休日の過ごし方を教えてください。また、趣味などありましたら教えてください。

まだ、引越し間もない事もあり、事務所で片付け作業をしたり、のんびりしたりしています。趣味は、よく聞かれますが、これといって無いので、何か見つけたいですね。

―将来の目標を教えてください。

今の事務所は２階にあり、下がコインランドリーになっているため機械音（私はあまり気になりませんでしたが）がするので、事務所兼自宅を建てるのが目標です。

―何か、伝えたい事はありますか？

行政書士の仕事をどのように自分のものにしていくのか等、教えていただきたい事や、分からない事ばかりなので、ご指導ください。

会員数からいえば、寂しい鹿沼支部によくぞ引っ越して来てくれました！　３２歳という若い力で、鹿沼支部をどんどん引っ張っていってほしいと思います。髙根沢会員の謙虚で勉強熱心な人柄に触れ、外の冷たい北風に吹かれた事も忘れてしまうほど温かな時間となりました。
髙根沢会員、忙しい中ご協力いただきましてありがとうございました。

（鹿沼支局長　野澤佐江子）

支局かわら版

「終活」って、なーに？
「エンディングノート」って、なーに？

足利支部

２月２２日（土）に足利市民プラザで開催致しました「市民公開講座」に関しては、ハットリさんが素晴らしい文章で報告されている事でしょうが、講師を務めさせて頂いた私、「き〝ニャン〟ぶち★とおる」は、別の角度から振り返らせて頂きます。

メインタイトルが「相続・遺言・成年後見について」なのは理解していましたが、性格が歪んでいる故あえて「終活って、なーに？／エンディングノートって、なーに？」というサブタイトルでお話してみました。ほんの１時間で「相続」「遺言」「成年後見」について話をしても結局は消化不良で終わってしまいます。参加者の具体的な疑問は「無料相談会」を活用して頂く事として、もう少しやわらかいテーマを考えてみました（私って、へそ曲がり）。書店（「本屋」の使用を不可としている紙媒体もあるみたいですが……）で買い求めた２冊から中心に作成した資料に、新聞への投稿、そして夏目漱石さんの長編小説「こころ」にまで言及してみました（私って、インテリ）。

その中から２つの話を紹介致します。

ひとつ目の話は、「親死ぬ、子死ぬ、孫死ぬ」という話。おめでたい席におよばれした（大人になった）一休さんに、そこの主人が「色紙」に「何か、おめでたい言葉を……」と頼みましたが、「親死ぬ、子死ぬ、孫死ぬ」と書かれてしまったので、主人は「死ぬ」などと縁起でもないと書き直しを頼みました。一休さんは「この世に逆縁を超える不幸はないので、この順番に死ねることは幸せなことなのです」と諭されたそうです。

ふたつ目の話。人は亡くなって人生には限りがあるということを知らせたり、親戚や関係者などを集めたりするという最後の仕事をするそうですが、ピッタリの新聞への投稿要旨です。投稿者（都内在住／７２歳／主婦）には３人のお子さん（都内在住）がいるものの全員がそろうことはないそうです。しかし「年末２０年余り共に暮らした猫が逝った」際に全員が駆けつけて「お気に入りのカゴにま～るくなって眠りについた子」を５人（夫婦＆子３人）で囲んで思い出を語り合ったそうです。これを投稿者は「あの子からの最後の贈りものだった」と表現されています。私はこの文章を読むたびに涙ぐんでしまう（私って、ナイーブ）ので、当日も朗読はあえて避けました。そういえば、２月２２日は「猫の日」でしたね。ニャ～ン！

（支局長　キネボーこと杵渕　徹だ、ニャン）

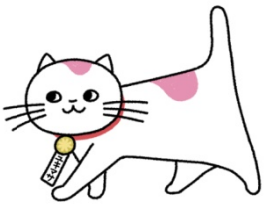

今月の表紙の一言

おっさん四人組の写真倶楽部が昨年１１月号から表紙の写真を担当して一巡しました。３月号からは２巡目に入ります。そこで今月号は私の感動写真で表紙を飾りたいと思います。タイトルは「モーニングムーン」です。それは、男体山からの日の出（男体山ダイヤモンド）を撮影するために金精峠に行った時の事でした。日の出を待っている間にふと後ろを振り返った時、そこには今正に沈もうとしている神々しいばかりの「モーニングムーン」が輝いていました。この時の私は、東の日の出を撮ったり、西の「モーニングムーン」を撮ったり、「東へ西へ」夢中でシャッターを切っていました。

振り返れば、そこには何かがあるとの再発見の撮影紀行でした。

宇都宮支部　大鹿 幸雄

支 局 情 報

【那　須】

無料相談会の実施

２月８日（土）午前１０時から午後３時まで、那須塩原市にある西那須野公民館において、無料相談会が実施された。

参加会員は６名であった。

朝から大雪が降る悪天候であったが、１０時の開始時間前には相談者が訪れ、相談件数は８件であった。

多くの相談者の相談が､相続についてであった。相続人が未成年であるため、相続放棄の手続きをするには､特別代理人の選任が必要である事案や、相続人ではない親族に財産を譲る、死因贈与の事案等の相談があった。

無料相談会を実施するたびに、相続に関する相談の需要の高さを感じる。どのような相続の事案にも対応できるよう、広い知識のある専門家でありたいものだ。

（支局長　オブライエン奈美）

【栃　木】

新年の宴
「新春のど自慢大会」

去る２月７日、新年会には若干遅いような気もしますが、我が栃木支部は今年一発目の宴会を催しました。

カラオケシダックス栃木店のスペシャルルームを用意しての飲み放題のど自慢大会ということもあり、酒好き歌好きの会員１６名が集まりました。

会員の皆様にはおなじみの山ノ井会員によるオープニングハーモニカ演奏から始まり、酒と料理でしばしご歓談。酒でのどを潤して皆さんのエンジンがかかってきたところでお待ちかねのカラオケ大会がスタートしました。

栃木支部の方々は歌が好きで、しかも皆さんお上手な方ばかりでした。中でも田邊会員の福山雅治には度肝を抜かれ、私も福山を歌おうと思っていたのですがやめときました。

仕事でご一緒させてもらう会員の方と飲むとまた違った一面が見られるので、参加して良かったと思います。

大いに盛り上がり、私も泥酔した楽しいひと時でした。

（支局長　綾部一成）

平成 26 年度「栃木県行政書士会定期総会」「日本行政書士政治連盟栃木会定期大会」
～開催のお知らせ～

日　時：平成２６年５月２３日（金）
　　１３：００～
場　所：「ホテル東日本宇都宮」
　　宇都宮市上大曽町４９２－１
　　TEL　０２８－６４３－５５５５

※総会・大会終了後、懇親会を予定しております。
※総会開催通知、資料、出欠回答はがき等は５月１日頃全会員に発送予定の予定です。

インフルエンザが猛威を奮っていますね。うちの子供もやられたひとりです。インフルエンザにはA型、B型、C型があります。毎年流行するのはA型、B型です。今年うちの子供がかかったのはA型でした。

普通の風邪とインフルエンザでは、伝染性の強さと重症化しやすさが大きく違います。学級閉鎖などはそのためです。今年も各地の小学校で学級閉鎖が続いていましたね。近くの小学校でもひとつ、ふたつと学級閉鎖のニュースが届いていました。高熱と激しい関節痛、倦怠感など大人でもかなりつらい症状が出ますし、会社を休まなければなりませんよね。高齢者や乳幼児などは死に至る危険もあります。

通常日本では、毎年１１月下旬から１２月上旬にインフルエンザのシーズンが始まり、１～３月にピークを迎えて、４～５月にかけて患者数は減少します。毎年、人口の５～１０％（約６００～１，３００万人）がインフルエンザにかかると想定されています。

インフルエンザウイルスは少しずつ変異をしています。そして世界的に大流行する現象が起こります（パンデミックと呼ばれています）。歴史をさかのぼると、すでにギリシア・ローマ時代にインフルエンザらしき病気の記述があると言われています。その後もさまざまな時代で、インフルエンザの流行によるとみられる膨大な数の死者の記録が残っています。２０世紀に入ってからの世界的な大流行（パンデミック）は、次のようなものがあったと考えられています。１９１８年～１９１９年（スペインインフルエンザ）、１９５７年（アジアインフルエンザ）、１９６８年（香港インフルエンザ）これらのインフルエンザウイルスは、その後も少しずつ変異をしながら、流行を繰り返しています。

そして２００９年に、新型インフルエンザが世界で広まりました。当初、ウイルスの遺伝子が豚インフルエンザ由来のため「豚インフルエンザ」と呼ばれましたが、鳥インフルエンザウイルス及び人インフルエンザウイルスの遺伝子も持つことが確認され、WHO（世界保健機構）より「パンデミック（Ｈ１Ｎ１）２００９ウイルス」と命名されました。日本における推計患者数は２，０００万人と、この２０年間のうち最大の流行規模となりました。

さて予防策についてですが、ひとつには**流行前**の予防接種です。日常生活で気を付けなければいけないことは、当たり前のことですが、「外出後は手洗い、うがいを行う」「人込みを避ける」「咳エチケット（マスクをするなど）」などです。インフルエンザはインフルエンザにかかった人の咳、くしゃみ、つばなどの飛沫（ひまつ）と共に放出されたインフルエンザウイルスを、のどや鼻から吸い込むことによって感染します。（「飛沫感染」といいます）

疲れ気味、睡眠不足の人は、人込みや繁華街への外出を控えた方がよいでしょう。

空気が乾燥すると、インフルエンザにかかりやすくなります。これはのどや鼻の粘膜の防御機能が低下するためで、外出時にはマスクを着用、室内では加湿器などを使って適度な湿度（５０～６０％）を保つとよいでしょう。

今は簡単にインフルエンザに感染しているか、検査をすることができます。おかしいな？と思ったら無理をせずに必ず医師の診断を仰ぎましょう。私は大丈夫！！と思いがちな大人も多いのですが、薬を飲み、ゆっくり休養をとることが一番早く治る秘訣です。流行のシーズンももう少しで終わろうとしています。このまま体調管理をしっかりとして楽しい春を迎えたいものです。しかし…春には春のな・や・み。花粉症が私を待っているのですね…

（宇都宮支局長　竹島尚子）

栃木県行政書士会カレンダー（４月）

日		予　　定	時　　間	主　　催
1	火	会計精査	11:00~	財務経理部
2	水	総務部会	13:30~	総務部
3	木	会計監査	10:00~	財務経理部
7	月	登録説明会	10:00~	総務部
9	水	ＴＩＡ相談会	10:00~	業務第４グループ
		外国人在留資格相談室（於：足利市生涯学習センター会議室）	13:00~16:00	足利支部
10	木	編集会議	13:30~	広報部
11	金	理事会・幹事会	13:30~	
14	月	行政書士無料相談（於：宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00~15:00	宇都宮支部
16	水	ＫＩＦＡ相談会	10:00~	業務第４グループ
		相談事例研究	13:30~	業務第４グループ
		行政書士専門相談（於：小山市役所）※予約制（随時受付先着４人　予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00~12:00	小山支部
18	金	産業廃棄物収集運搬業特別研修会	9:30~17:00	業務第２グループ
21	月	宇都宮市国際交流協会無料相談会（於：うつのみや表参道スクエア５階国際交流プラザ）	15:00~17:00	宇都宮支部
23	水	登録説明会	10:00~	総務部
		行政書士専門相談（於：野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室）	10:00~12:00	小山支部
24	木	行政書士専門相談（於：下野市ゆうゆう館　会議室２）※要事前予約（定員４名　予約先：行政書士会小山支部 髙山久 0285-53-1672）	10:00~12:00	小山支部
27	日	市民プラザ無料相談会（於：うつのみや表参道スクエア５階市民プラザ）	13:00~16:00	宇都宮支部

正副会長の動き

日　時		行　事	出席者	内　容・場　所
2/ 3(月)	9:30～10:30	正副会長会	全員	平成 26 年度事業計画等
	10:30～11:00	総務省行政評価事務所来局対応	毛塚	平成 26 年度の相談会について
	10:30～12:00	支部長会	全員	平成 26 年度事業計画等
	12:00～12:30	第２回暴力団等排除対策委員会	全員	平成 26 年度事業計画等
	13:00～17:30	総務部会	会長、田渕	平成 26 年度事業計画等
2/ 4(火)	13:30～14:30	建設業・経営事項審査研修会	稲葉	県土整備部講師による研修会
	14:30～15:00	県土整備部監理課との業務連絡会	稲葉	建設業に関する意見交換会
2/ 5(水)	15:00～17:00	業務部第３グループ会議	毛塚	平成 26 年度事業計画等
	9:30～12:00	電子申請推進委員会	会長	日行連
2/ 6(木)	11:00～14:30	会計精査	小林	12 月、1 月分会計精査
	18:00～	軽自動車協会との連絡会	手塚、小林	軽自動車業務について

2/ 7(金)	10:00～17:00	サーバー会議	田渕	各サーバーの移行について
	13:30～15:00	ＣＡＤ研修会	稲葉	座標値を Jw_cad に展開する
2/ 8(土)	18:00～	2014 公明党新春政経文化懇話会	青木	ホテル東日本
2/ 9(日)	15:00～	渡辺よしみを囲む新春の集い	青木、手塚	ホテル東日本
2/10(月)	13:30～16:00	編集会議	手塚	行政書士とちぎの編集・校正
2/11(月)	11:00～	さとう勉新春の集い	青木、稲葉	小山グランドホテル
2/12(火)	13:30～16:30	編集会議	押野	行政書士とちぎの編集・校正
2/13(水)	13:30～15:30	業務部第 2 グループ会議	稲葉	平成 26 年度事業計画等
	13:30～15:30	綱紀委員会	小林	会費滞納について
	13:30～17:00	第 1 業務部会	会長	日行連
2/14(金)	9:30～12:00	第 1 業務部会	会長	日行連
	15:30～17:00	業務部第 1 グループ会議	小林	平成 26 年度事業計画等
2/16(日)	17:00～	西川公也を囲む新春の集い	会長、青木	ホテル東日本
2/18(火)	13:30～15:00	業務部第 5 グループ会議	稲葉	平成 26 年度事業計画等
2/19(火)	15:00～16:00	業務部第 4 グループ会議	手塚	平成 26 年度事業計画等
2/20(木)	10:00～12:00	制度推進部会	毛塚	平成 26 年度事業計画等
	14:00～14:30	災害時における行政書士業務に関する協定書締結式	会長	さくら市役所
2/21(金)	13:00～15:00	外国人留学生に対する講習会	手塚	TBC 学院
	15:00～17:00	国際業務相談事例集の作成	手塚	業務 4 グループ事業
	14:00～	神奈川会　市民公開講座	小林	横浜ﾍﾞｲｼｪﾗﾄﾝﾎﾃﾙ&ﾀﾜｰｽﾞ
	18:00～	弁護士会との業務連絡会	手塚	弁護士会
	18:00～	中島ひろし新春懇談会	青木	宇都宮グランドホテル
2/22(土)	14:22～	新春交流会(茨城県行政書士会)	会長	水戸京成ホテル
2/23(日)	17:00～	やな和生新春の集い	田渕	KATSUYA
2/25(火)		中小企業支援フォーラム準備	会長	東京ｺﾝﾌｧﾚﾝｽｾﾝﾀｰ・品川
2/26(水)	13:00～17:00	中小企業支援フォーラム	会長	東京ｺﾝﾌｧﾚﾝｽｾﾝﾀｰ・品川

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（実費）。

日行連 No.	受信日付	文書の表題	備考
1284	H26.2.4	平成 25 年度 ADR 調停人講師養成研修（大阪）の開催について	
1291	H26.2.4	全国法規・監察担当者会議結果報告書の送付について	
1311	H26.2.4	規則等の新設・改廃について	
1298	H26.2.7	平成 25 年度 2 月分　会費納入について(お願い)	
1322	H26.2.12	「パスポート認証」に関するホームページ等への記載について（会員指導のお願い）の取り扱いについて	
1324	H26.2.12	「登記されていないことの証明書」に関する申請者指導について（お願い）	
1327	H26.2.12	ROBINS 登録情報の入力に係る関係会員周知のお願い	

1339	H26.2.14	「申請取次届出済者」データの提出等について（お願い）	
1344	H26.2.14	適正な価格による工事発注について（お願い）	
1351	H26.2.18	専修大学大学院における司法研修の休止について	
1352	H26.2.18	司法研修（大学及び大学院研修）に関するアンケート調査について	
1371	H26.2.24	ROBINS 確認者登録への協力依頼について（再募集）	
1373	H26.2.24	単位会における法教育事業への取組み・推進状況について（報告願い）	
1375	H26.2.24	平成 26 年度申請取次関係研修会の開催について	
1379	H26.2.24	平成 26 年 4 月 1 日以降の職務上請求書の新規払出し及び各自治体への周知について	
1386	H26.2.24	行政書士証票に関する規則改正の方向性とそれに伴う事務処理について（事前調査）	
1389	H26.2.24	平成 25 年度末における登録申請書等の取扱い及び手数料納付期日について	
1388	H26.2.24	平成 26 年度登録関係処理日程表について	
1389	H26.2.24	中小企業支援パンフレットの販売について（周知依頼）	
1403	H26.2.24	遺言執行者に係る調査について（依頼）	
1404	H26.2.24	理事会議事録の送付について（1/16）	

中小企業支援パンフレットの販売について

～日行連より～

先般、日行連第一業務部において作成したパンフレット『行政書士が行う中小企業支援業務のご案内』につきましては、会員の皆様より大変好評をいただき、この度（有）全行団において販売することとなりました。

詳細につきましては、当会ＨＰ会員専用「トピックス」をご覧下さい。

「栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」の一部改正に伴う農地法等に係る許可権限等の移譲について（通知）～栃木県農政部より～

栃木県農政部より、標記の件についてお知らせがありました。

標記条例の一部改正に伴い、さくら市及び下野市に対して、新たに別紙「権限移譲事務一覧」のとおり移譲することとなりましたのでお知らせいたします。

なお、４月１日以降の農地法・農振法関係事務の区分に係るお知らせを当会ＨＰ会員専用「トピックス」に掲載しております。

お問い合わせ：栃木県農政部農政課農地調整班
TEL 028-623-2348 FAX 028-623-2340

権限移譲事務一覧

（別　紙）

○農　地　法

今回新たに移譲する市町	関係条項	事務の内容	付随する事務等
さくら市 下野市	第４条第１項 （自治事務）	農地を農地以外のものにしようとする場合に知事が行う転用許可（同一の事業の目的に供するため２ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）	・許可証明、訂正 ・許可の取消、取下 ・計画変更承認 ・進捗状況、完了報告の受理 ・異議申立ての処理
〃	第４条第３項 （自治事務）	法第４条第１項の許可をしようとする場合に、あらかじめ行う県農業会議の意見の聴取（同一の事業の目的に供するため２ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）	・県農業会議常任会議員会議での説明
〃	第４条第５項 （自治事務）	国又は都道府県が農地を農地以外のものにしようとする場合（学校、病院等の公共施設に転用するものに限る）に行う協議（同一の事業の目的に供するため２ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）	・事前調整の実施
〃	第４条第６項 （自治事務）	法第４条第５項の協議を成立させようとする場合に、あらかじめ行う県農業会議の意見の聴取（同一の事業の目的に供するため２ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）	・県農業会議常任会議員会議での説明
〃	第５条第１項 （自治事務）	農地を農地以外のものにしようとするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため（農地にする場合を除く。）の所有権の移転又は使用収益を目的とする権利（地上権等）の設定若しくは移転をする場合に知事が行う許可（同一の事業の目的に供するため２ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第３条第１項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）	・許可証明、訂正 ・買受適格証明 ・許可の取消、取下 ・計画変更承認 ・進捗状況、完了報告の受理 ・異議申立ての処理
〃	第５条第３項 （自治事務）	法第５条第１項の許可をしようとする場合に、あらかじめ行う県農業会議の意見の聴取（同一の事業の目的に供するため２ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第３条第１項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）	・県農業会議常任会議員会議での説明
〃	第５条第４項 （自治事務）	国又は都道府県が農地を農地以外のものにしようとするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため（農地にする場合を除く。）の所有権の移転又は使用収益を目的とする権利（地上権等）の設定若しくは移転をする場合（学校、病院等の公共施設に転用するものに限る。）に行う協議（同一の事業の目的に供するため２ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第３条第１項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）	・事前調整の実施
〃	第５条第５項 （自治事務）	法第５条第４項の協議を成立させようとする場合に、あらかじめ行う県農業会議の意見の聴取（同一の事業の目的に供するため２ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第３条第１項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）	・県農業会議常任会議員会議での説明
〃	第１８条第１項 （法定受託事務）	農地等の賃貸借の解除、解約の申し入れ、合意による解除又は賃貸借を更新しない旨の通知に際し、あらかじめ行う許可	
〃	第１８条第３項 （法定受託事務）	第１８条第１項の許可に当たり、必要とされる県農業会議の意見の聴取	
〃	第４９条第１項 （自治・法定）	上記に掲げた許可及び第５１条第１項基づく違反転用処分等のため必要な立入調査等	
〃	第４９条第３項 （自治・法定）	立入調査等を行う場合あらかじめ行う通知、若しくは通知できない場合等に行う公示	
〃	第４９条第５項 （自治・法定）	立入調査等による通常生ずべき損失の補償	

〃	第５０条 （自治・法定）	上記に掲げた許可及び第５１条第１項基づく違反転用処分等のため必要な県農業会議又は農業委員会からの報告の聴取	
〃	第５１条第１項 （自治・法定）	違反転用者等に対する許可の取消しその他の処分及び工事の停止その他の措置の命令	・行政手続法に基づく聴聞、弁明手続 ・異議申立ての処理 ・地目変更登記に係る登記官への回答
〃	第５１条第３項 （自治・法定）	法第５１条第１項（違反転用に対する処分）に規定する場合の自ら講ずる原状回復等の措置及び公告	※行政代執行制度に関するもの
〃	第５１条第４項 （自治・法定）	法第５１条第３項の規定により原状回復等の措置を講じた場合の違反転用者等からの費用の徴収	※行政代執行制度に関するもの

○租税特別措置法

今回新たに移譲する市町	関係条項	事務の内容	付随する事務等
さくら市 下野市	第７０条の４第３５項 第７０条の６第４０項 （法定受託事務）	農地を生前贈与した場合に贈与税の納税猶予が行われた農地等又は相続税の納税猶予が行われた農地等に対し転用、所有権移転等のために許可等をしたことにより転用、所有権移転等があったことを知った場合の所轄税務署長への通知	
〃	第７０条の４第３７項 第７０条の６第４２項 （法定受託事務）	農地を生前贈与した場合に贈与税の納税猶予が行われた農地等又は相続税の納税猶予が行われた農地等に対し転用、所有権移転等のために許可等をしたことにより転用、所有権移転等があったことを知った場合の所轄税務署長への通知の事務に関する所轄税務署長からの通知の受理	

○農業振興地域の整備に関する法律

今回新たに移譲する市町	関係条項	事務の内容	付随する事務等
さくら市 下野市	第１５条の２第１項 （自治事務）	農用地区域内において開発行為をする場合に行う許可	
〃	第１５条の２第６項 （自治事務）	第１５条の２第１項に基づく許可を行う場合にあらかじめ行う県農業会議の意見聴取（同条第８項において準用）	
〃	第１５条の２第７項 （自治事務）	農用地区域内における開発行為に係る国又は地方公共団体との協議	
〃	第１５条の３ （自治事務）	農用地区域内における違反開発行為に対する勧告	
〃	第１５条の４第１項 （自治事務）	農用地区域以外における開発行為に対する勧告	
〃	第１５条の４第２項 （自治事務）	第１５条の４第１項に基づく勧告に従わない場合、その旨及び勧告内容の公表	

適正な価格による工事発注について（お願い）

～日行連より～

平成２６年１月３０日付で国土交通省土地・建設産業局より、「適正な価格による工事発注について」という通知があり、その周知依頼がありました。

詳細につきましては、当会ＨＰ会員専用「トピックス」をご覧下さい。

制度推進部よりお知らせ

都市計画法に基づく開発許可及び栃木県景観条例に基づく届出に係る市町村への権限移譲に伴う申請窓口等の変更について～栃木県県土整備部都市計画課より～

市町村への権限移譲により、栃木県県土整備部都市計画課が所管する行政窓口等が平成２６年４月１日から変更されます。

１　都市計画法に基づく開発許可関係
　那須塩原市の区域については、那須塩原市が許可権者となります。
【新しい窓口】那須塩原市建設部都市計画課
※権限移譲前の申請の取扱いについては当会ＨＰ会員専用「トピックス」をご覧下さい。

２　栃木県景観条例に基づく大規模建築物等の届出関係
　さくら市の区域については、さくら市が当該届出の事務処理権者（受理・審査及び指導等）となります。
【窓口】さくら市都市整備部都市計画課（従前と変更ありません）

問い合わせ：栃木県県土整備部都市計画課
028-623-2466（開発）・2463（景観）

平成２６年度経営事項審査年間予定表 ～栃木県県土整備部より～

栃木県県土整備部より、平成２６年度経営事項審査年間予定の情報提供がありました。予定は次頁の表のとおりです。
なお、諸般の状況により、変更が生じる場合もありますので、ご了承下さい。

2014 年度経営事項審査予定表

日＼月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1 日			日					土		休日	日	日
2 日					土			日		休日		
3 日		憲法記念日			日			文化の日		休日		
4 日		みどりの日					土			日		
5 日	土	こどもの日		土			日					
6 日	日	振替休日		日		土			土			
7 日			土			日			日		土	土
8 日			日					土			日	日
9 日					土			日				
10 日		土			日					土		安足
11 日		日					土		安足	日	建国記念の日	真岡
12 日	土			土			日			成人の日	安足	栃木
13 日	日			日		土	体育の日		土			
14 日			土			日		安足	日		土	土
15 日			日			敬老の日		土	真岡		日	日
16 日	安足				土		安足	日			真岡	宇都宮
17 日	真岡	土			日	安足		真岡	鹿沼	土	栃木	大田原
18 日		日	安足	真岡、安足	安足	真岡	土	日光	大田原	日	栃木	日光、烏山
19 日	土	安足	真岡	土	真岡		日	大田原	宇都宮	真岡、安足	大田原	
20 日	日	真岡		日	栃木	土	真岡	栃木	土	大田原		
21 日	宇都宮		土	海の日	栃木	日	栃木	栃木	日	栃木	土	春分の日
22 日		栃木	日		鹿沼		栃木	土	栃木	栃木	日	日
23 日	大田原	宇都宮	宇都宮	大田原	土	秋分の日		勤労感謝の日	天皇誕生日		宇都宮	
24 日	栃木	土		日光	日	栃木	鹿沼	振替休日	矢板	土	宇都宮	
25 日	鹿沼	日	栃木	栃木	宇都宮	烏山	土	宇都宮		日		
26 日	土	大田原	大田原	土	宇都宮	宇都宮	日	宇都宮		宇都宮	矢板	
27 日	日		鹿沼	日	大田原	土	宇都宮	烏山	土	宇都宮	鹿沼	
28 日		日光	土	宇都宮	矢板	日	宇都宮		日	日光	土	土
29 日	昭和の日	烏山	日	宇都宮		大田原	大田原	土	休日	烏山	－	日
30 日	矢板		矢板	烏山	土	日光	矢板	日	休日		－	
31 日	－	土	－		日	－		－	休日	土	－	

さとう栄一後援会総連合会「新春の集い」に参加して

去る１月３１日（金）、午後６時３０分から宇都宮市内のホテルで開かれた集いに須永威栃木県行政書士会会長・手塚理恵副会長兼宇都宮支部長と参加しました。参加者数は６５０名とお聞き致しました。

先ず、開会のお言葉から始まり、中津正修総連合会長、そして船田元衆議院議員、山口恒夫公明党県議、西川公也衆議院議員、上野通子・高橋克法両参議院議員、県内市町首長議員代表の挨拶がありました。

続いて、４０分後に本人の挨拶「ギョーザの消費量が浜松市を抜いて日本一になりました」との報告に始まり、「ＬＲＴも市民の理解を得られて是非とも実行して行きたい。乞うご期待を願いたい。幸せな街宇都宮を目指して精進していきますので市民のご協力をよろしくお願いします」とのお言葉でありました。

（日政連栃木会会長　青木勇夫）

２０１４公明党･新春政経文化懇話会に参加して

去る２月８日（土）、午後６時から宇都宮市内で行われました標記の集いに出席して参りました。参加者数は４００人ぐらいでありました。

当日は、党代表でもある山口那津男代表も来会されました。

先ず、開会の後、栃木県知事福田富一氏、自・公の衆議院議員・県市町の首長と議員が挨拶され、この中で県議の山口恒夫氏が、「本年が結党５０周年である。大衆と共にをモットーとして邁進して行きたい」とのお言葉が印象的でありました。

そして、３０分後に党代表である山口那津男氏が挨拶に立ち、冒頭に「私はお隣の県、茨城が出身地であります」から始まり、国会においては「多国間での会合を通じた関係改革」を訴えられました。そして、更に「今国会での重要課題は経済対策である」と訴えられました。

結びに、「歴史に名を残す首相として、安倍首相にはデフレ脱却を成し遂げて欲しい。我々も力を合わせます。本年もどうぞよろしくお願いします」とのお言葉で締め括られました。

（日政連栃木会会長　青木勇夫）

「渡辺よしみを囲む新春の集い」に参加して

去る２月９日（日）、午後３時から宇都宮市内のホテルで開かれた標記のイベントに手塚理恵副会長と参加しました。参加者数は３００名ぐらいでありました。

第一部は、みんなの党の代表としてのお話でした。先ず「集団的自衛権をどう考えるか。これが今年の政界再編の最大のテーマになる。そして、私は私の経済再成政策をナベノミクスと銘打って、日本の国民が景気の回復を感じる政治を行っていきたい」とのお言葉と、「政党助成金は選挙の洗礼を受けていない政党には支払わないという法改正を各党に呼び掛けていく」と強調され、講演を締め括られました。

（日政連栃木会会長　青木勇夫）

さとう勉後援会総連合会「新春の集い」及び国会対策委員長就任祝賀会のご報告

去る２月１１日（火）午前１１時から小山市内のホテルで開催された標記の件に、稲葉昌俊副幹事長と参加しました。自民党国会対策委員長就任祝賀会も併せて行ったためか、大勢の参加者数でありました。

来賓祝辞においては、県連会長の茂木敏充経済産業大臣、西川公也衆議院議員らの国会議員と福田富一知事、三森文徳県議会議長、そして市町の首長と議員でありました。

そして、佐藤勉衆議院議員・国会対策委員長の挨拶に移り、この中で「非常にやりがいのある仕事で重要法案を通し１０年、２０年後に振り返ったとき、間違いなく歴史に残る仕事を果たせると思います。今後ともしっかりと国のために働きます」とのお言葉で締め括られました。

（日政連栃木会会長　青木勇夫）

「西川公也を囲む新春の集い」に参加して

去る２月１６日（日）午後５時より、宇都宮市内で開かれた集いに須永威本会会長と参加しました。

開会のことばの後、福田富一知事、その他県選出の衆参議員・県会議員・市町首長と議員の方々が来賓としてご挨拶を述べられました。

そして、５０分後に西川公也衆議院議員が挨拶をされ、自民党ＴＰＰ（環太平洋連携協定）対策委員長であるためか、始終このお話をなされました。内容は、「近日中に米国の姿勢が見えるので、日本の姿勢も見せざるを得ない。大きな決断の時期が来る」加えて、閣僚会合には「大筋合意に向かうと受け止めていい」とも話されました。

そして、「貿易ルールについては着地が見つかっている。関税については、日米互いに歩み寄る状況にならないと大筋合意には至らないが、両国の実務者協議の見通しでは双方の隔たりが相当縮まると思う」と結論付けられました。

結びに、ＴＰＰ交渉の中で日本国側の主張を貫く強い姿勢を痛感した集いでありました。

（日政連栃木会会長　青木勇夫）

栃木県議会議員 中島ひろし「平成２６年新春懇談会」に参加して

去る２月２１日（金）午後６時３０分から宇都宮市内のホテルで行われました栃木県議会議員　中島ひろし「平成２６年新春懇談会」に参加しました。参加者数は２００人ぐらいと思われます。

先ず、開会のおことばの後、来賓祝辞においては船田元衆議院議員、続いて上野通子参議院議員、三森文徳県議会議長等が挨拶されました。

続いて、中島ひろし県議が挨拶され、「いよいよ来年が二回目の選挙になります。更に気を引き締めて再選を図りたい。どうぞご支援を願います」とのお言葉でありました。

（日政連栃木会会長　青木勇夫）

研修詳細

産業廃棄物収集運搬業特別研修会のお知らせ

業務部　第２グループ主催

栃木県内における産業廃棄物収集運搬業許可申請に係る診断書作成特別研修会を下記要領にて開催します。
本特別研修を修了することにより、経理的基礎の審査基準（追加書類）にある、中小企業診断士などに、行政書士も含まれることとなります。

○開催日時　平成２６年４月１８日（金）９：３０～１７：００
○場　　所　栃木県行政書士会館２階
○受 講 料　計２，０００円（１科目５００円／全４科目）
○対　　象　栃木県行政書士会員
○昼　　食　希望者のみ（実費５００円程度）

時間割		研修科目	講師
１時間目	9：30～11：00	廃棄物の処理及び清掃に関する法律概要	行政書士 青木裕一
２時間目	11：10～12：40	産業廃棄物収集運搬業許可申請の実務	
３時間目	13：30～15：00	財務諸表に基づく経営分析	行政書士 金敷　裕
４時間目	15：10～16：40	産業廃棄物収集運搬業の経営診断書作成の実務	

※１科目終了ごとに、お手持ちの「出席確認カード」に修了印を押印します。（全４科目）
途中からの入退室の場合は、出席扱いはせず修了証の発行は行いません。
前回までに何科目か受講された方はお手元の受講カードを確認の上、当日必ず持参下さい。
※４科目を修了した行政書士には、４時限目終了後、栃木県行政書士会より修了書を交付します。
※行政書士が作成する診断書類を提出する場合は、修了書の写しを添付することとなっております。

※今回全４科目受講できない方については、「出席カード」を平成２７年度以降受講する際まで大切に保管しておいてください。
注）受講カード紛失の場合は、全科目再受講となりますのでご注意ください。

募　集　　研修会申込書

申込欄に〇を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研修名		受講料	申込〆切	申込	ﾃｷｽﾄ申込	昼食¥500程度
4／18	産業廃棄物収集運搬業特別研修会	2,000 円	4/11		—	

支部名		氏　名	
ＦＡＸ			

栃木労働局委託事業　中小企業相談支援事業

中小企業の問題、なんでもご相談下さい！

中小企業事業主向け　経営労務ワン・ストップ　無料相談

○改正労働契約法のポイントを知りたい。
○高齢者雇用についての改正内容を知りたい。
○就業規則を変更したい。
○賃金制度、労働時間制度、労働安全衛生管理体制等を見直したい。
○賃上げをしたいので経営改善や経営分析をしたい。
○設備投資をしたいので融資を受けたい。
○中小企業に対する支援策や補助金・業務改善助成金をはじめとする助成金について相談したい。
○労働条件管理について相談したい。
○その他、労務経営全般に関すること。

Q

私たち専門家がお答えします。

A

◆栃木県中小企業総合相談支援センター
（栃木県最低賃金総合相談支援センター）
宇都宮市西一の沢町１－２２　栃木県行政書士会内　ＴＥＬ　０２８（６１１）１００８

◆栃木県中小企業総合相談支援センター出張所
小山市神鳥谷３丁目９番２４号　ＴＥＬ　０２８５（２３）６１７２
開所時刻：午前９時から午後５時（センター、出張所）

開所日に関しては、栃木県行政書士会ホームページをご覧下さい。

専門家が相談をお受けします。ご希望があれば、専門家を事業所に派遣します。

一般社団法人　コスモス成年後見サポートセンター栃木県支部設立報告と正会員募集について

一般社団法人　コスモス成年後見サポートセンター
栃木県支部　支部長　福田勝守

皆様方には日々業務にご精励のこととお慶び申し上げます。

また、常日頃より成年後見制度に関しましてのご協力を感謝いたします。

さて、私達成年後見に関わってきた行政書士にとりまして、長い間の懸案であった法人化を実現して出発することができることとなりました。私達が承認申請していました一般社団法人コスモスサポートセンター栃木県支部が平成25年11月1日に承認され、栃木県支部を設立することができました。行政書士の皆様方はすでに日行連の会報でもご存じのように、一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターは日行連で作った組織です。これから成年後見に携わっていきたいと考えている行政書士の会員の方はこの点を御理解されまして、この機会に是非入会することをお勧めいたします。是非栃木県行政書士会員の皆様方のお力をお貸しください。

私達は常に支援を求めている人達の「転ばぬ先の杖」の杖になることをモットーに、このことを活動の基本方針にしてまいります。

超高齢化社会になり、成年後見の需要は益々増大してまいります。栃木県行政書士会として布石を今うっておくことは決して無駄にはならないと考えます。

ちなみに、現在コスモスは32支部、会員数1,421名で全国で活動をしています（2014年12月1日現在）。当支部の活動としましては、関係機関への挨拶回り、宇都宮家庭裁判所へ成年後見候補者名簿の提出を終え活動を開始いたしました。下記の要領で新規正会員を募集いたします。

入会資格

ＤＶＤによるコスモス入会前成年後見研修を修了した方（修了証書を受領されている方）

費　用

①　入会金　10,000円

②　年会費　24,000円（12,000円は支部に交付される）

③　賠償責任保険（必須）　5,000～6,000円

入会手続はコスモス本部の手続方法となります。

連絡先　事務局　日光市荊沢599-75
TEL 0288-22-4095
FAX 0288-22-4097
Eメール　rcn5-2bt8-ead9@ric.hi-ho.ne.jp

※　入会申込書は右記事務局へ送付して下さい。

入　会　申　込　書

一般社団法人　コスモス成年後見サポートセンター栃木県支部に
入会を申込みます。

平成　　年　　月　　日

郵便番号

事務所所在地

氏　名　　㊞

TEL

FAX

（氏名は自署でお願い致します）

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　　（平成 26 年 2 月 28 日現在）

	支部・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事　務　所	電　話	備　考
	日　光 山本　裕昭	H26. 2. 1	321-1261	日光市今市 992-4　2F	0288-25-6305	
	宇都宮 伊藤真由美	H26. 2. 1	320-0861	宇都宮市西 2-3-5 斉藤ビル 2 階	028-636-6790	
	日　光 吉原　成年	H26. 2. 1	321-1272	日光市今市本町 25-8	0288-22-0658	
	芳　賀 光菅　博英	H26. 2. 15	321-4522	真岡市久下田西四丁目 19	0285-74-1072	
	那　須 石﨑　道治	H26. 2. 15	325-0303	那須郡那須町 大字高久乙 1450-138	090-5210-7478	
	小　山 佐藤　実	H26. 2. 15	323-0807	小山市城東 2-28-12	0285-23-1505	

【退　会】赤坂会員のご冥福をお祈りいたします。

支　部	氏　名	退会年月日	備　考	支　部	氏　名	退会年月日	備　考
足　利	赤坂善太郎	H26. 1. 26	死　亡	足　利	横田　正男	H26. 2. 13	廃　業

【変　更】

支　部	氏　名	変更事項	変　更　内　容
鹿　沼	髙根沢直人	事務所 電話番号	鹿沼市上殿町 55-6　2 階 0289-74-5902
佐　野	伊勢田和良	電話番号	0283-24-3827

栃木会の申請取次行政書士の動向

新規申出（２月）	４名
更新申出（２月）	０名
有効期限切れ（１月末）による減少	０名
申請取次行政書士（２月末現在）	１００名

広報部より

広報部である私の原稿がギリギリになりました。申し訳ありません。みなさんに喜ばれる広報誌作りを誓います。　（広報部　柳　知明）

行政書士とちぎ３月号 №447

発行人　栃木県行政書士会　会長　須永 威
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます）

行政書士とちぎ 2014.3
平成26年3月15日発行
第447号 栃木県行政書士会 〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号 TEL028(635)1411(代)

あなたの街の法律家 行政書士

木村 文乃

行政書士は許認可・登録申請、
遺言や相続、様々な契約・届出などの
相談から書類作成までサポートします。

相続　遺言　成年後見　契約書　許認可

行政書士相談センター 028-638-0919（丸くいく）
電話無料相談（月～金　9:00～17:00 年末年始・祝祭日除く）

栃木県行政書士会

マスコットキャラクター
アドちゃん